平成２３年（フ）第８５０号
広島市東区福田８丁目14番19号
破産者　有限会社中央技建
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０号
埼玉県羽生市西１丁目３番10号
破産者　有限会社丸晋
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１８５１号
東京都新宿区新宿１丁目１番５号
破産者　株式会社アビリティブランズ
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８５２号
神奈川県横浜市港北区富士塚２丁目28―16―１―103
破産者　中村　芳樹
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１６号
埼玉県川口市宮町８―20
破産者　河野　　進
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２２７号
神奈川県川崎市多摩区栗谷３丁目６―３―404
破産者　新野桂一郎
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２２８号
神奈川県川崎市多摩区栗谷３丁目６―３―404
破産者　新野真一郎
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５０号
東京都東村山市恩多町３丁目30番地２クレール大家301
破産者　ウォルシュこずえ
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２３号
東京都小金井市本町５丁目９番９号いぶき荘201
破産者　平野　弘文
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６７２号
横浜市西区楠町16番地１
破産者　株式会社横浜三洋
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７５号
横浜市鶴見区市場大和町８番７号市場書房ビル
破産者　有限会社菅原建設
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２７号
横浜市港北区大豆戸町480番１
破産者　有限会社ピー・エム・ケー
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
香川県高松市庵治町6391番地83
破産者　有限会社太田浩司石材商
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４９３２号
東京都中央区新川１丁目26番９号
破産者　株式会社ティーツークリエイト
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０５号
東京都北区上中里２丁目35―１、開始決定時の住所東京都北区上十条５丁目14―16
破産者　後藤　裕二
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０６号
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町11―１―513、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央３丁目３―41―601
破産者　西城　達典
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１８４号
東京都練馬区上石神井１丁目30―５、開始決定時の住所東京都練馬区上石神井１丁目21―19
破産者　礒部　美秀
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１４５号
東京都三鷹市深大寺３丁目４―９―102、開始決定時の住所東京都三鷹市大沢２丁目21番２号
破産者　成田　晶彦（開始決定時の姓亀井）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４８６号
東京都渋谷区神南１丁目５―４―506
破産者　辻　　久光
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６４６号
神奈川県逗子市桜山５―１―７、住民票上の住所東京都三鷹市牟礼５丁目５―17
破産者　増田二三雄
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部